

東京都環境科学研究所外部研究評価実施要領

19 都環公環研第34号

平成19年4月2日

24 都環公環研第11号

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年3月16日

(目的)

第1 この要領は、「東京都環境科学研究所における業務等実施要綱」（平成19年3月2日付18環総第1355号）に基づき、公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所（以下「研究所」という。）において行う研究等に係る外部研究評価について、必要な事項を定めることを目的とする。

(外部研究評価の対象)

第2 外部研究評価の対象とする研究等は、環境局研究等調整会議が研究所において実施することとして選定した研究等とする。ただし、研究所が東京都以外から委託等を受けて行う研究等は、委託者等の事情を勘案して、対象から除外することができる。

(外部研究評価委員会の設置)

第3 外部研究評価を実施するため、外部研究評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(外部研究評価の種類)

第4 外部研究評価の種類は「事前評価」、「中間評価」及び「事後評価」とし、委員会はそれぞれの評価結果を研究所所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、単年度で終了する研究等においては中間評価を省略することができる。

(外部研究評価結果の公開)

第5 外部評価結果は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮した上で、原則として公開するものとする。

(構成と任期)

第6 委員会は、環境に係る専門家・有識者のうちから所長が委嘱する6名以内の委員で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は、3回を超える場合を除きこれを妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、所長は補欠の委員を委嘱することができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第7 特別な事項を評価するときは、所長は、委員会に臨時委員を置くことができる。

(運営等)

第8 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。

(外部研究評価の時期及び視点)

第9 外部研究評価の時期及び視点は、外部研究評価の種類ごとに次の表のとおりとする。

種類	時期	視点
事前評価	新規の研究等について、研究計画の確定前に実施し、内容・方法の適正化に活用する。	○内容・方法の妥当性 ・目標は適切かつ具体的に挙げられているか。 ・手段・方法は適切であるか。 ・実施体制は妥当であるか。 ・実施時期等は妥当であるか。
中間評価	実施中の研究等について、当該年度の結果がまとまり次第実施し、内容・方法の変更及び継続の可否の判断に活用する。	○妥当性 ・情勢の変化に対応した計画変更等の必要はないか。 ・内容・方法は適切であり、見直す必要はないか。 ○進捗度 ・計画に従って進捗しているか。 ・目標達成の可能性はあるか。
事後評価	研究期間終了後、研究結果がまとまり次第実施し、成果の普及・活用及び以降の研究等企画立案に活用する。	○達成度 ・目標はどの程度達成されたか。 ○発展性 ・背景・目的に照らして、発展の可能性はあるか。 ○有効性 ・直接的成果や波及効果はどうか。

(外部研究評価の方法)

第10 外部研究評価は、A、B、C、Dの4段階評価及び記述により行う。

(助言等)

第11 所長は、必要とするときは、委員会に対して第2に定める外部研究評価の対象以外の研究等の報告を行い、専門的な助言等を得ることができる。

(庶務)

第12 委員会の庶務は、研究調整課において行う。

(雑則)

第13 この要領に定めるもののほか、外部研究評価の実施に関して必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月16日から施行する。